

発行 三次民主商工会
 〒728-0013
 三次市十日市東3-10-1
 ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
 メールアドレス
 miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1917

2021.3.8
毎週月曜日発行



『3・13重税反対全国統一行動』開催について

密を避けるため、下記の日程で分散して短時間集会・集団申告をします。

三次会場 3月11日(木)

★集合場所 出会いの広場(消防署向かい)

開催時間

三次南支部 午前9時30分	三次支部 午前10時30分
三次東支部・三和支部 午前10時	十日市支部 午前11時

高田会場 3月10日(水)

★集合場所 安芸高田市役所・クリスタルアージュ4階小ホール

開催時間

甲田・向原・高宮・美土里・八千代の会員 午前9時
吉田と広島北民商の会員 午前9時40分

確定申告

ここに気をつけましょう!

- 持続化給付金や補助金、家賃支援給付金、県や市からの応援金や助成金は雑収入になります。忘れず計算をしましょう。(定額給付金は非課税です)
- 保険の満期は一時所得となりますので、明細が書かれた証明書が必要です。
- 確定申告書は提出と控えが必要です。
- 確定申告書に年分、住所、氏名が記入してあるか確認しましょう。(給付金申請の時に必要となるため)
- 集団申告の際には、役員・事務局の指示に従い、感染防止の徹底を。

今年度の確定申告書は①青色申告特別控除 ②申告用紙 ③控除額の3つが変更になっており、会員全員が税金相談員の力を借りて、四苦八苦しながら計算・書き込みを行っています。



2月中旬から書き込み班確定申告書の書き込みを行いました。感染対策のため、三次民商事務所や大きな会場で感染対策、人数制限を行っている(拡大顕彰)、署名、全商連会館の募金、3・13集会を訴えています。



感染対策を行い、書き込み班会最終盤
春の運動DVD鑑賞とキャンペーンを訴える!

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市飲食事業者支援給付金 (一部変更になりました) 申請期限:2021年3月19日(金)まで延長

【変更点】以下の条件の方が、広島県の「頑張る飲食店応援金」の受給者の場合、一律10万円支給

- 前年の事業収入(売上)が120万円以下である飲食業者
- 令和2年11月から令和3年1月に開業された市内の飲食業者 詳しくは民商までお問い合わせを

【対象者】

- ①前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少している、市内の飲食店事業者(法人または個人事業主)
- ②市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ④広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店
- ⑤広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者
- ⑥令和元年(法人は事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者



広島県頑張る飲食店応援金 申請期限:2021年3月19日(金)

新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店等を県と市町が応援金を支給する制度が2月15日から始まりました。

【支援額】 **三次市の場合：1店舗あたり20万円** **安芸高田市：1店舗あたり30万円**

【対象者】 ①広島県に店舗があること。 ②広島県内に本社があること。

- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること。
- ④食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」でアクリル板等パーテーションを適切に設置するなど感染予防対策を取っていること。
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者ではないこと。 ⑧県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑨今後も事業を継続する意思があること。

毎年恒例の春の運動会費ですが、今年度は3月分に2,000円がプラスとなっています。

無料法律相談
3月25日(木)
午後1時半～
※希望される方は前もって電話などで予約してください。

●消毒と検温
●来所名簿に記載
●来所は必ず予約をしてください。
●体調が優れない時は来所を控える
※来訪者が増えるため、人数制限をする場合があります。

コロナ対策にご協力ください。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654